

港湾物流事業継続 マネジメントの ための手順書

ー 内容と意義 ー

【 内 容 】

1. 事業継続マネジメントの基準と実施
2. なぜ手順書が必要か？
3. 伊勢湾BCPの実行の流れと手順書
4. 教育・訓練と手順書
5. まとめ

平成31年2月21日

京都大学経営管理大学院
小野憲司

ono.kenji.5z@Kyoto-u.jp



BCMS構築のための国際標準

ISO22301:

1. 名称：社会セキュリティ事業継続マネジメントシステム—要求事項
2. 目的：経営の意思に沿う形で事業継続能力を効果的・効率的に維持・向上させるための枠組みの提供。
3. 対象：あらゆる組織。

注)ISO: 国際標準化機構

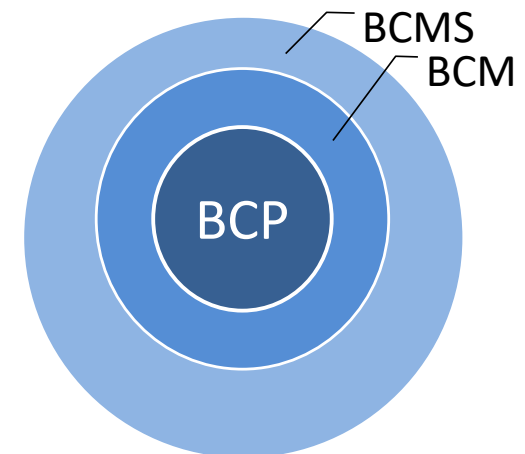
事業継続能力: 中断・阻害を引き起こすインシデントが生じた際に、事前に決められた許容レベルで製品又はサービスの提供を継続する組織の能力。

Capacity of the organization to continue delivery of products or services at acceptable predefined levels following disruptive incident.

BCP： 事業継続計画

BCM： 事業継続マネジメント

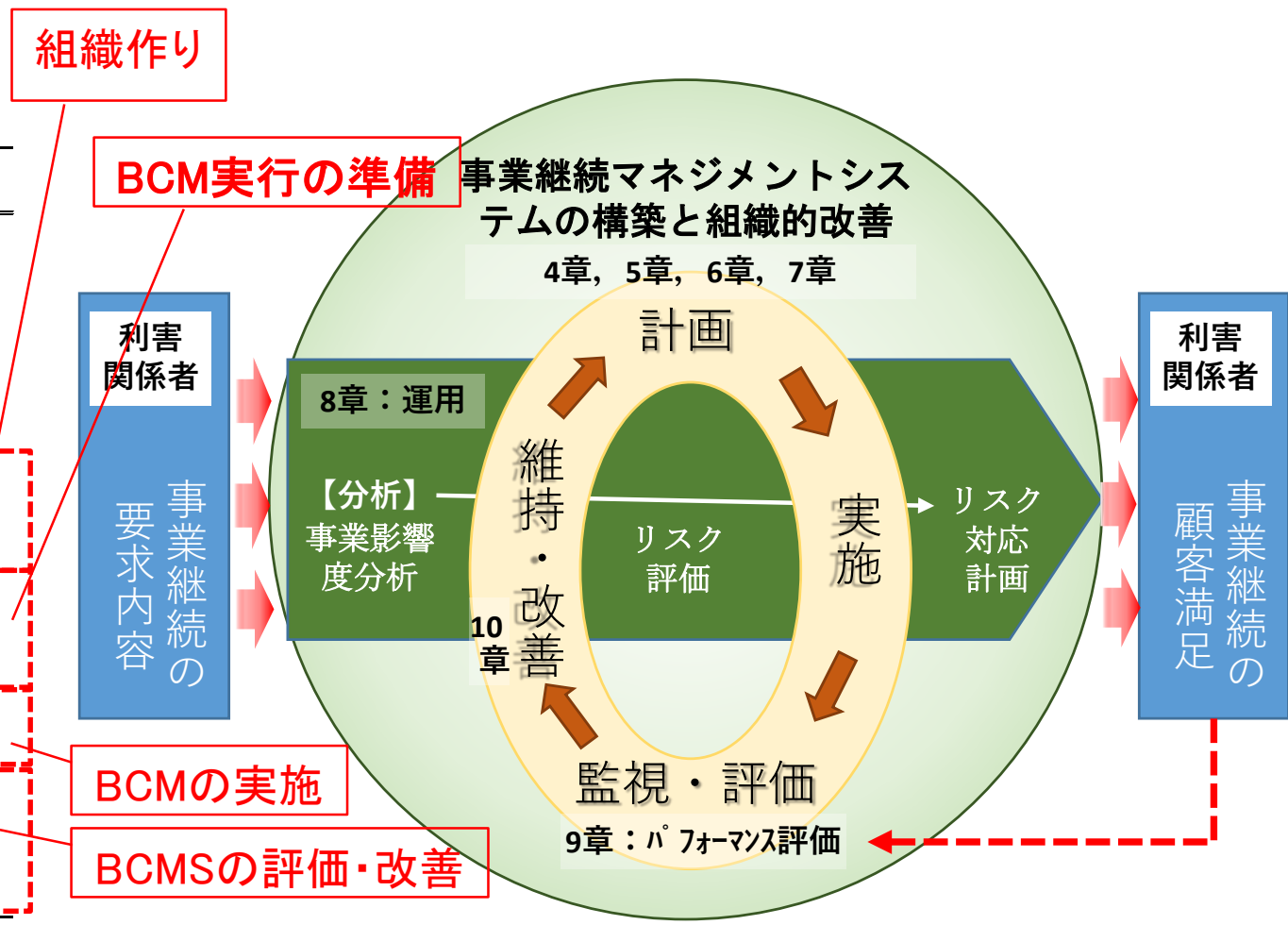
BCMS： 事業継続マネジメント・システム



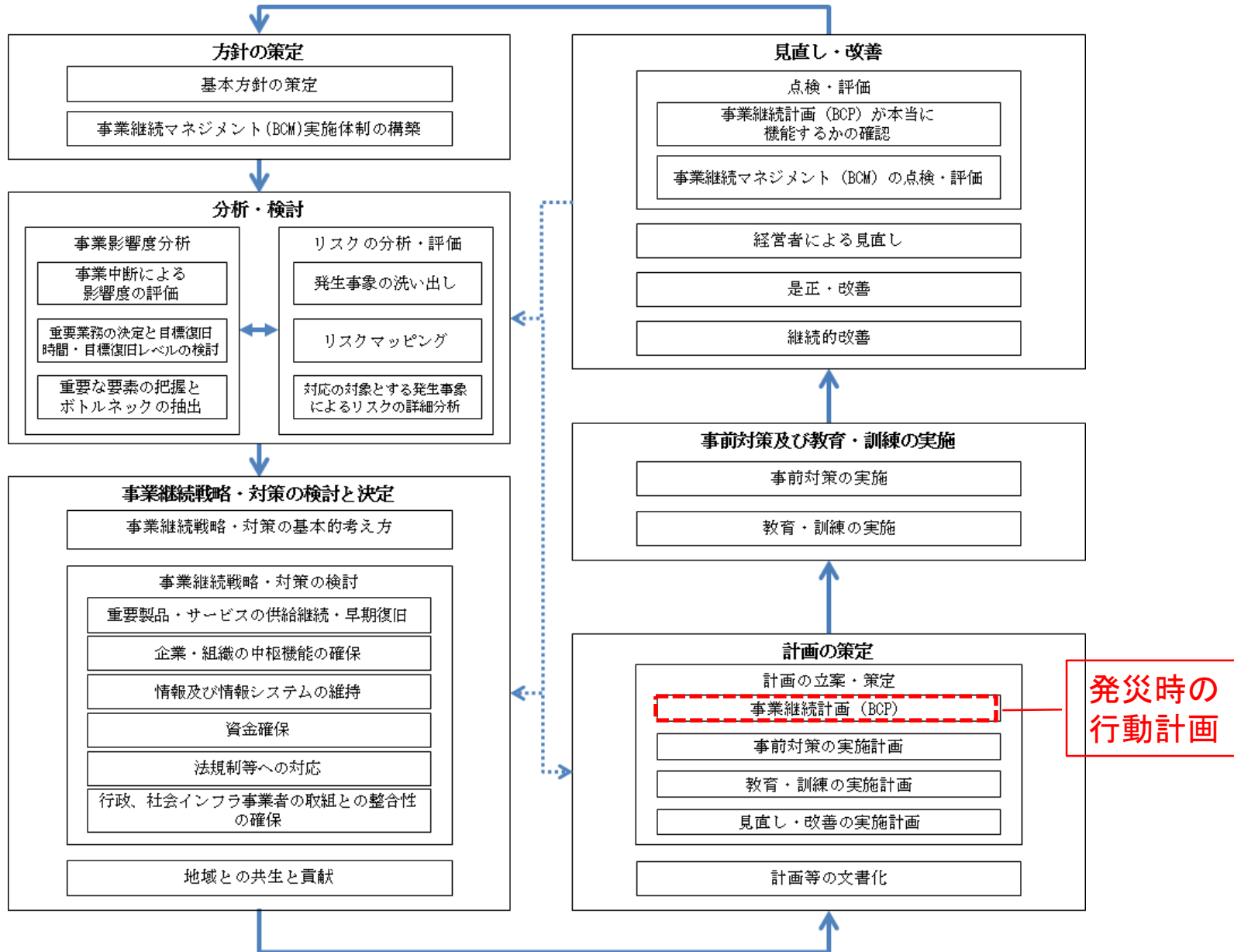
国際標準 (ISO 22301) の構成と考え方

【ISO22301の内容】

章	内 容
1	適用範囲
2	引用規格用語及び定義
3	用語及び定義
4	組織の状況
5	リーダーシップ
6	計画
7	支援
8	運用
9	パフォーマンス評価
10	改善



日本の事業継続マネジメントのプロセス



伊勢湾BCPの広域連携体制行動計画（抜粋 その1）

4-1 緊急物資輸送ルート確保

- ① 大規模災害発生後、速やかに広域連携体制を構築する。
- ② 広域連携体制は、協議会構成機関が実施する被害状況調査の情報を踏まえ、資機材の調達、優先順位の設定を行う。
- ③ 広域連携体制にて協議決定した優先順位に従い、作業船等の資機材を緊急確保航路等と各港湾に投入し緊急物資輸送ルート確保する。
- ④ 緊急物資輸送ルートは、まず、湾内各港の緊急物資輸送用岸壁（耐震強化岸壁等）、製油所・油槽所、LNG 基地（電気、ガス）等に接続する最小限のルートを確保し、その後、拡充する。
- ⑤ 中部地方整備局は、港湾管理者が行う港湾区域内の航路啓開、港湾施設の応急処置と道路管理者が行う道路啓開と連携し、緊急確保航路と開発保全航路を啓開する。

（以下続く）

伊勢湾BCPの広域連携体制行動計画（抜粋 その2）

4-2 伊勢湾の広域連携体制の設置

（1） 広域連携体制の設置

- ① 「伊勢湾港湾広域防災協議会」（港湾法港湾法第50条の4に基づく法定協議会）は、大規模災害が発生、または発生が見込まれる場合に、関係者による連携・協働体制の中核として、「伊勢湾BCP協議会 広域連携体制」を中部地方整備局港湾空港部内に設置する。
- ② 広域連携体制は、国土交通省中部地方整備局港湾空港部、国土交通省中部運輸局交通政策部、海上保安庁第四管区海上保安本部交通部、愛知県、三重県、名古屋港管理組合、四日市港管理組合で構成する。

伊勢湾BCPの広域連携体制行動計画（抜粋 その3）

（3）広域連携体制の活動の流れ

- ① 発動基準に該当する災害が発生、または発生が見込まれる場合、中部地方整備局港湾空港部内に広域連携体制を設置する。
- ② 広域連携体制の構成機関は、速やかに連絡手段を確保する。
- ③ 中部地方整備局は、広域連携体制の構成機関にリエゾンを派遣する。
- ④ 災害協定団体は、広域連携体制が設置されたら、速やかに情報連絡員を中部地方整備局港湾空港部に派遣する。
- ⑤ 「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書包括協定」を締結する港湾関係団体（以下、「災害協定団体」という）は、広域連携体制に対し技術的な支援を行う。

（以下続く）

BCP行動計画の実効性の確保

何をやらなければならないことは分かった。
で、だれが、どのように行えば良いのか？

ISO22301や内閣府ガイドラインでは、様々な「手順書」の作成を推奨。

ISO22301におけるBCMSの構築・運用

序文

- 0.1 一般
- 0.2 PDCA (Plan-Do-Check-Act) モデル
- 0.3 この規格における PDCA の構成要素

1 適用範囲

2 引用規格

3 用語及び定義

4 組織の状況

- 4.1 組織及びその状況の理解
- 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
- 4.3 BCMS の適用範囲の決定
- 4.4 BCMS

5 リーダーシップ

- 5.1 リーダーシップ及びコミットメント
- 5.2 経営者のコミットメント
- 5.3 方針
- 5.4 組織の役割, 責任及び権限

6 計画

- 6.1 リスク及び機会に対処する活動
- 6.2 事業継続目的及びそれを達成するための計画

7 支援

- 7.1 資源
- 7.2 力量
- 7.3 認識
- 7.4 コミュニケーション
- 7.5 文書化した情報

8 運用

- 8.1 運用の計画及び管理
- 8.2 事業影響度分析及びリスクアセスメント
- 8.3 事業継続戦略
- 8.4 **事業継続手順の確立**及び実施
- 8.5 演習及び試験の実施

9 パフォーマンス評価

- 9.1 監視, 測定, 分析及び評価
- 9.2 内部監査

事業継続手順（狭義のBCP）の確立

ISO 22301は、「組織は、事業の中断・阻害を引き起こすインシデントへの対応、及びあらかじめ設定した時間枠内での事業活動を継続又は復旧する方法について、**文書化した手順**を確立しなければならない（箇条8.4.4 事業継続計画）」と記載。

表-1 BCPに含まれる主な手順書

- インシデント対応手順書
- コミュニケーション手順書
- 安全及びセキュリティ確保に関する手順書
- 重要事業の継続に関する手順書
- 情報システム復旧の手順書

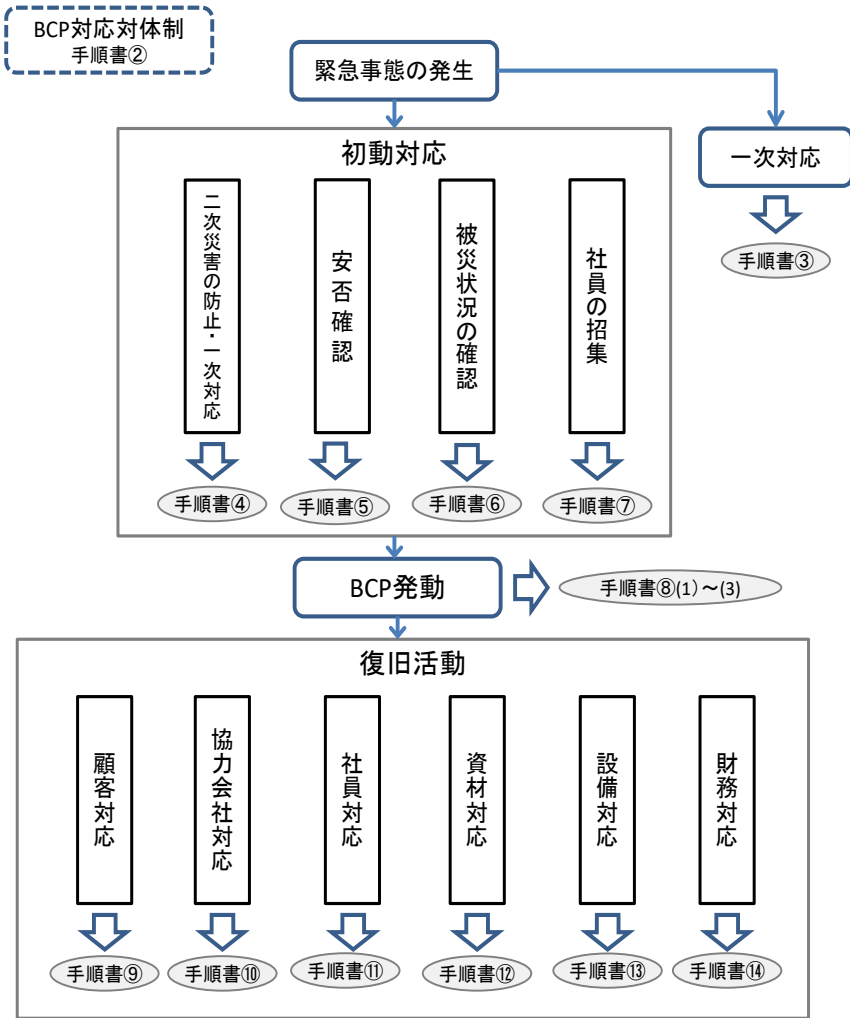
出典：中島一郎，岡部紳一，渡辺研司，櫻井三穂子：ISO22301事業継続マネジメントシステム 要求事項の解説，日本規格協会，2012年

表-2 手順書に記述する内容

- 目的及び適用範囲
- 達成目標
- 発動基準及び手順
- 実施手順
- 役割、責任及び権限
- 必要となるコミュニケーションの内容及び手順
- 組織内外の相互依存及び相互作用関係
- 必要資源の項目と内容
- 情報の流れ及び記録の残し方

出典：中島一郎，岡部紳一，渡辺研司，櫻井三穂子：ISO22301事業継続マネジメントシステム 要求事項の解説，日本規格協会，2012年

民間事業者のBCP手順書作成事例



<手順書④：初動対応（一次対応、二次災害の防止）>

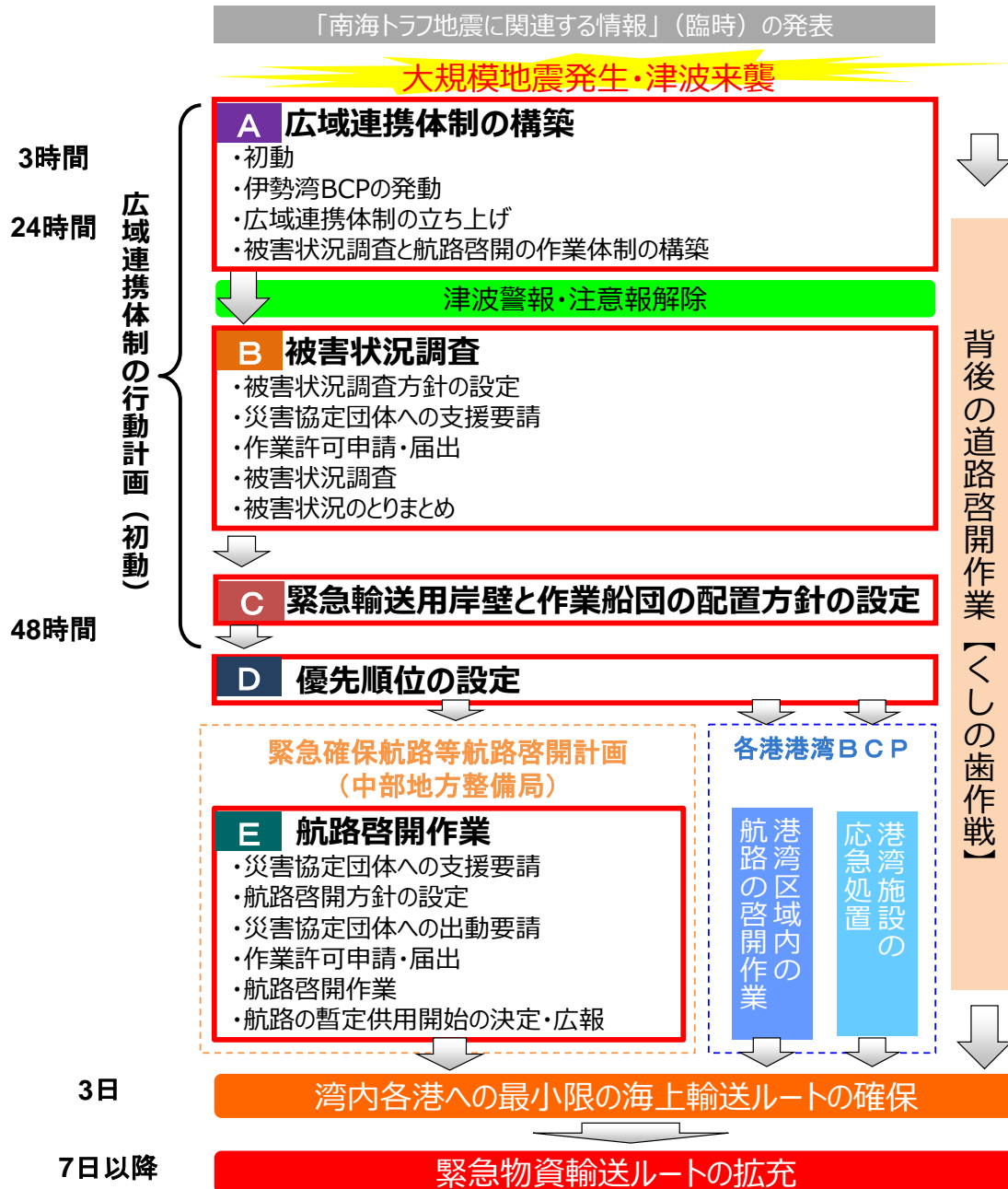
手順	具体的処理内容	担当者	参照資料
●事業所からの避難	・事業所に留まっている危険な場合、お客さまや従業員を事業所の外の安全な場所に避難させる。 ・避難場所はあらかじめ調査、設定しておく。 ・避難が必応な状況としては、津波の襲来、洪水、土砂災害、火災、有毒ガスの漏洩など。	〇〇〇/ 避難誘導班	【様式⑩：避難計画・避難路図】
●応急手当や初期消火	・負傷者の救出や応急手当を行う。 ・火災が発生した場合は初期消火を行う。	〇〇〇/救護班 〇〇〇/消化班	【様式⑩：避難計画・避難路図】 【様式⑭：備蓄品リスト】
●消防への通報	・火災発生時や救急車出動要請の場合は119番通報する。	〇〇〇/通報班	【緊急・異常時連絡網】
●重要書類の保護	・重要書類が損傷する恐れのある場合、事業所内の安全な場所に移動するか、事業所外へ持ち出す。 ・重要書類が損傷した場合、あらかじめ別の場所に保管していた書類のコピーでしかるべき処置を行う。	〇〇〇/ 非常持ち出し班	
●データの保護	・サーバ、PCが損傷する恐れのある場合は事業所内の安全な場所に移動するか、事業所外へ持ち出す。 ・サーバは移動できないのでバックアップハードディスクを移動する。	〇〇〇/ 非常持ち出し班	
【備考】			

<手順書⑧：BCP発動対応>

手順	具体的処理内容	担当者	参照資料
●情報の伝達	手順書⑦-1、手順書⑦-2の情報を整理し、復旧活動に向けた体制についての状況の把握を行う。 ・避難場所はあらかじめ調査、設定しておく。 ・避難が必応な状況としては、津波の襲来、洪水、土砂災害、火災、有毒ガスの漏洩など。	〇〇〇	【手順書②】BCP対応体制
●連絡手段の確保	・顧客や協力会社との連絡手段を確保する。 ①一般電話の使用 ②FAXの利用 ③携帯電話の利用 ④PCメールの利用 ⑤携帯メールの利用 ⑥その他、従業員による顧客訪問を行う。	〇〇〇	【様式⑪：従業員連絡先リスト・安否確認チェックシート】
●顧客への被害状況報告	・顧客に対して、手順書⑥に従って取りまとめた各事業所の被災状況、今後の納品等の目処、確実な連絡手段、次回の連絡時期を報告する。	〇〇〇	【様式⑫：主要取引先リスト】
●中核事業のダメージ判断	・中核事業について、ボトルネックとなる事業資源の被害状況等から、中核事業が被ったダメージの大きさを把握する。 ・ボトルネックとなる事業資源としては、顧客や協力会社、従業員、建屋や射出成形機、生産管理システム、ライブラインなどがあげられる。	〇〇〇	【様式⑬：中核事業の業務分類】 【様式⑮：各業務に必要な経営資源の確認】 【様式⑯：各業務が受ける被害の想定とリスク評価】
●財務の予測診断	・財務診断モデルを用いて、復旧費用、今後のキャッシュフロー、不足資金を予測する。 ・予測結果は融資申請の際にも役立つ。	〇〇〇	【様式⑳：緊急時資金繰り計画】
●BCPの発動	・対策本部長は、上記の情報の整理や目標復旧時間等を勘案し、復旧に向けた活動を始める号令を発する。	〇〇〇	
【備考】			

出典：業種別BCP事例集：製造業版（プラスチック部品製造業），大分県商工労働部経営金融支援室，平成24年3月

伊勢湾BCPの実施の手順（全体）



伊勢湾BCPにおける広域連携体制構築の実施の手順

A 広域連携体制の構築	
A1 初動	<ul style="list-style-type: none">・伊勢湾BCP協議会構成機関は、各々の業務継続計画等に基づき災害対策本部を設置する。
A2 伊勢湾BCPの発動	<ul style="list-style-type: none">・広域連携体制構成機関、災害協定団体、エネルギー関連機関は、伊勢湾BCP発動を判断するために情報を収集する。・伊勢湾の状況が伊勢湾BCP発動基準を満たす場合、伊勢湾BCPを自動発動する。
A3 広域連携体制の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none">・事務局（港湾空港部）は、広域連携体制設置の準備を開始する。・広域連携体制構成機関の担当窓口設置が完了し連絡体制を確保した時点で広域連携体制が設置される。・事務局は、優先順位の決定に必要な情報の収集を開始する（以後、Dまで継続）。・災害協定団体と伊勢湾関係機関は、事務局からの広域連携体制設置の連絡を受け、担当窓口を設置する。・事務局は必要に応じて広域連携体制構成機関にリエゾンを派遣する。
A4 被害状況調査と航路啓開の作業体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・災害協定団体は情報連絡員を事務局に派遣する。・事務局と災害協定団体は、出動可能な災害協定団体会員企業と調達可能な資機材を把握する。

伊勢湾BCPの広域連携体制立上げ手順書 (A3 ①)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3	広域連携体制の立ち上げ			
A3①	広域連携体制設置準備			
(3時間以内)	<p>・事務局(港湾空港部)は、収集した災害情報に基づき伊勢湾の状況が、伊勢湾BCP発動基準を満たす場合、広域連携体制設置の準備を開始する。</p> <p>※伊勢湾BCPの発動は、発動基準に基づき自動発動とする。</p> <p>・事務局(港湾空港部)は、事務局(港湾空港部)の窓口の担当者を決定するとともに、通信手段を使ってみて通信が可能か確認し、使用する通信手段を決定する。</p> <p>※情報伝達手段の優先順位は、災害脆弱性、効率性等を考慮し、①メール、②FAX、③電話(固定、携帯、衛星携帯)とする。</p> <p>・事務局(港湾空港部)は、伊勢湾BCPの発動を広域連携体制構成機関にメール、FAX等で連絡する。</p> <p>【事務局(港湾空港部)の窓口】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○窓口担当者：</p> <p><input type="checkbox"/> 部署</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名</p> <p>○電話：□</p> <p>①E-Mail pa.cbr-kowanbousai01@mlit.go.jp</p> <p>②FAX 052-209-6334</p> <p>③ワイドスター-II 090-3023-8152</p> <p>④TEL 052-209-6328</p> </div> <p>【広域連携体制構成機関への連絡内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 広域連携体制の設置準備開始</p> <p><input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)の連絡先(担当窓口、使用可能な通信手段)</p> <p><input type="checkbox"/> 各機関の広域連携体制担当窓口の設置と連絡先の返信の要請</p> <p><input type="checkbox"/> 中部地域港湾BCPポータルサイトにより情報発信を行うことと、ポータルサイトのアドレス http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp_portal/index.html</p> </div>	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 第四管区海上保安本部 <input type="checkbox"/> 中部運輸局 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合	<p>・伊勢湾BCP協議会連絡体制表</p> <p>※LINE等のセキュリティ機能の向上については、現段階では難しい。情報伝達手段として、LINE等のSNSやショートメッセージサービスの活用については、セキュリティ上の課題等について、引き続き検討する。</p> <p>※伊勢湾BCPの発動基準には、高潮被害の発生やその他の重大事故の発生も明記されているが、高潮や風水害への具体的な対応を検討する。</p>

伊勢湾BCPの広域連携体制立上げ手順書 (A3 ②～③)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3②	広域連携体制構成機関の担当窓口設置			
(3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携体制構成機関は、事務局(港湾空港部)からの伊勢湾BCP発動の連絡を受けて、広域連携体制担当窓口を設置する。 広域連携体制構成機関は、伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づき、担当窓口(部署、担当者)と使用できる通信手段を事務局(港湾空港部)にメール、FAX等で連絡する。 <p>【事務局(港湾空港部)への連絡内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 部署 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> 使用可能な通信手段(伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づく) </div>	第四管区海上保安本部 中部運輸局 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	・伊勢湾BCP協議会連絡体制表
A3③	広域連携体制の設置			
(3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)の窓口設置が完了し、連絡体制を確保した時点で広域連携体制が設置される。 各構成機関は、体制が整い次第参照する。 <p>※体制が整った機関は、広域連携体制の設置に係わらず、情報収集など実施可能なことを順次進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、中部地域港湾BCPポータルサイトに伊勢湾BCPを発動し、広域連携体制を設置したことを掲示する。 <p>【中部地域港湾BCPポータルサイト掲載内容】</p> <p>http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp_portal/index.html</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 伊勢湾BCPの発動と広域連携体制の設置 <input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)の担当窓口、使用可能な通信手段 </div>	事務局(港湾空港部) 第四管区海上保安本部 中部運輸局 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合		・伊勢湾BCP協議会連絡体制表

伊勢湾BCPの広域連携体制立上げ手順書 (A3 ④)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考										
A3④	情報収集													
	<p>・事務局(港湾空港部)は、優先順位の決定に必要な情報を収集する。</p> <p>・収集した情報は、優先順位検討表と優先順位検討図に取りまとめる。</p> <p>※災害時に以下の情報が全て入手できるとは限らない。限られた情報から優先順位を検討する。</p> <p>※具体的な調査内容は「D1情報収集」参照</p> <p>【調査内容】</p> <table border="1" data-bbox="214 518 877 1293"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前情報</td> <td>a.各港湾BCPの目標 b.製油所・油槽所、発電所、都市ガス製造工場の航路啓開目標</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>c.港湾背後地域の被災状況 d.航路の状況</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>e.緊急輸送用岸壁の候補 f.道路啓開の状況 g.必要な作業船団 h.調達可能な作業船団</td> </tr> <tr> <td>要請</td> <td>i.政府災害対策本部からの優先啓開港の指示 j.緊急輸送の要請 k.自衛隊の支援部隊輸送の要請 l.優先的に復旧する製油所・油槽所 m.優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場</td> </tr> </tbody> </table>	区分	調査項目	事前情報	a.各港湾BCPの目標 b.製油所・油槽所、発電所、都市ガス製造工場の航路啓開目標	被害	c.港湾背後地域の被災状況 d.航路の状況	情報	e.緊急輸送用岸壁の候補 f.道路啓開の状況 g.必要な作業船団 h.調達可能な作業船団	要請	i.政府災害対策本部からの優先啓開港の指示 j.緊急輸送の要請 k.自衛隊の支援部隊輸送の要請 l.優先的に復旧する製油所・油槽所 m.優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場	事務局(港湾空港部)	-	<p>・参考資料8：優先順位検討フロー</p> <p>・参考資料9：優先順位検討表</p> <p>・参考資料10：優先順位検討図</p> <p>※浮遊物の位置を整理しやすい地図、船舶動向のデータ等、他機関の手法も参考に、関係者による各種情報の共有に資する方法を検討する。</p>
区分	調査項目													
事前情報	a.各港湾BCPの目標 b.製油所・油槽所、発電所、都市ガス製造工場の航路啓開目標													
被害	c.港湾背後地域の被災状況 d.航路の状況													
情報	e.緊急輸送用岸壁の候補 f.道路啓開の状況 g.必要な作業船団 h.調達可能な作業船団													
要請	i.政府災害対策本部からの優先啓開港の指示 j.緊急輸送の要請 k.自衛隊の支援部隊輸送の要請 l.優先的に復旧する製油所・油槽所 m.優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場													

伊勢湾BCPの広域連携体制立上げ手順書 (A3 ⑤)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3⑤	広域連携体制設置の連絡と通信手段の確認			
(3時間以内)	<p>・事務局(港湾空港部)は、伊勢湾BCPを発動し広域連携体制が設置されたことを災害協定団体と伊勢湾関係機関にメール、FAX等で連絡する。</p> <p>・事務局(港湾空港部)は、体制が整い次第、「調達可能な資機材の報告要請」など実施可能な事項を順次実施する。</p> <p>【災害協定団体、伊勢湾関係機関への連絡内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>伊勢湾BCPの発動 <input type="checkbox"/>広域連携体制の設置 <input type="checkbox"/>事務局(港湾空港部)の連絡先(担当窓口、使用可能な通信手段) <input type="checkbox"/>各機関の伊勢湾BCP担当窓口の設置と連絡先の返信の要請 <input type="checkbox"/>中部地域港湾BCPポータルサイトにおける情報発信 </div>	事務局(港湾空港部)	<p>【災害協定団体】</p> <input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫業協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター <input type="checkbox"/> 港湾技術コンサルタンツ協会 <p>【伊勢湾関係機関】</p> <input type="checkbox"/> 名古屋税関 <input type="checkbox"/> 名古屋植物防疫所 <input type="checkbox"/> 名古屋検疫所 <input type="checkbox"/> 動物検疫所 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局企画部 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局河川部 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局道路部 <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第十師団 <input type="checkbox"/> 東海港運協会 <input type="checkbox"/> 中部沿海海運組合 <input type="checkbox"/> 東海内航海運組合 <input type="checkbox"/> 全国内航タンカー海運組合 <input type="checkbox"/> 愛知県トラック協会 <input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道 <input type="checkbox"/> 三重県トラック協会 <input type="checkbox"/> 名古屋臨海鉄道 <input type="checkbox"/> 伊勢三河湾水先区水先人会 <input type="checkbox"/> 名古屋臨海高速鉄道 <input type="checkbox"/> 伊勢湾三河湾タグ協会 <input type="checkbox"/> 衣浦臨海鉄道 <input type="checkbox"/> 東海北陸旅客船協会 <input type="checkbox"/> 伊勢湾海難防止協会 <input type="checkbox"/> 東海商工会議所連合会 <input type="checkbox"/> 中部経済連合会 <input type="checkbox"/> 石沖連門	<p>・伊勢湾BCP協議会連絡体制表</p>

伊勢湾BCPの広域連携体制立上げ手順書 (A3 ⑥～⑦)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3⑥	<p>災害協定団体の担当窓口設置</p> <p>(3時間以内) ・災害協定団体は、事務局(港湾空港部)からの伊勢湾BCP発動と広域連携体制設置の連絡を受けて、伊勢湾BCP担当窓口を設置する。</p> <p>・災害協定団体は、伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づき、担当窓口(部署、担当者、通信手段)を事務局(港湾空港部)にメール、FAX等で連絡する。</p> <p>【事務局(港湾空港部)への連絡内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <input type="checkbox"/> 部署 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> 使用する通信手段(伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づく) </div>	日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾空港総合技術センター 港湾技術コンサルタンツ協会	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	・伊勢湾BCP協議会連絡体制表
A3⑦	<p>伊勢湾関係機関の担当窓口設置</p> <p>(3時間以内) ・伊勢湾関係機関は、事務局(港湾空港部)からの伊勢湾BCP発動と広域連携体制設置の連絡を受けて、伊勢湾BCP担当窓口を設置する。</p> <p>・伊勢湾関係機関は、伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づき、担当窓口(部署、担当者、通信手段)を、事務局(港湾空港部)にメール、FAX等で連絡する。</p> <p>【事務局(港湾空港部)への連絡内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <input type="checkbox"/> 部署 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> 使用可能な通信手段(伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づく) </div>	名古屋税関 名古屋植物防疫所 名古屋検疫所 動物検疫所 中部地方整備局企画部 中部地方整備局河川部 中部地方整備局道路部 陸上自衛隊第十師団 海上自衛隊横須賀地方総監部 東海港運協会 中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合 愛知県トラック協会 日本貨物鉄道 三重県トラック協会 名古屋臨海鉄道 伊勢三河湾水先区水先人会 名古屋臨海高速鉄道 伊勢湾三河湾タグ協会 衣浦臨海鉄道 東海北陸旅客船協会 伊勢湾海難防止協会 東海商工会議所連合会 中部経済連合会	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	・伊勢湾BCP協議会連絡体制表

伊勢湾BCPの広域連携体制立上げ手順書 (A3 ⑧~⑩)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3⑧	伊勢湾BCP協議会連絡体制表の更新と共有			
(3時間以内)	・事務局(港湾空港部)は、伊勢湾BCP協議会構成機関から連絡を受けた担当窓口と連絡先をもとに、伊勢湾BCP協議会連絡体制表を更新する。 ・更新した伊勢湾BCP協議会連絡体制表は、伊勢湾BCP協議会構成機関にメール、FAX等で送信し共有する。	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCP協議会構成機関	・伊勢湾BCP協議会連絡体制表
A3⑨	(リエゾンの派遣) ・事務局(港湾空港部)は、広域連携体制構成機関のうち、通信を確保できない機関や、港湾に精通した職員が不足する等により具体的な状況が把握できない機関に対して、各機関と事前に協議・調整のうえ、リエゾンを派遣する。 ・リエゾンとして派遣する職員は、中部地方整備局(港湾空港部、港湾事務所)の職員の中から、あらかじめ選定しておく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・事務局(港湾空港部)は、リエゾン派遣先の機関に派遣する職員の情報を伝え、リエゾンの受入れ環境の確保(受入担当者の指定、作業スペースの確保、電源・事務機器の使用許可、会議傍聴の許可、会議資料の提供)を要請する。 ・リエゾンとして派遣する職員には、衛星携帯電話、ノートパソコン、収集情報リスト、水・食料を持たせる。 ・リエゾンの派遣先への移動手段は、公共交通機関を基本とするが、公共交通機関による移動が困難な場合は、①自動車、②船、③徒歩、自転車等を利用する。 </div> 【リエゾンを派遣する機関】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/>通信が確保できない機関 <input type="checkbox"/>通信により詳細な状況を把握できない機関 </div> 【リエゾン派遣先に伝える情報】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/>人数 <input type="checkbox"/>所属 <input type="checkbox"/>氏名 <input type="checkbox"/>携帯番号 <input type="checkbox"/>派遣日時 </div> 【リエゾン派遣職員の必要資機材】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/>衛星携帯電話 <input type="checkbox"/>ノートパソコン <input type="checkbox"/>収集情報リスト <input type="checkbox"/>水・食料 </div>	事務局(港湾空港部)	【リエゾン派遣先機関】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>第四管区海上保安本部 <input type="checkbox"/>中部運輸局 <input type="checkbox"/>愛知県 <input type="checkbox"/>三重県 <input type="checkbox"/>名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/>四日市港管理組合 </div>	・参考資料1：リエゾン収集情報リスト様式
A3⑩	(リエゾンの受入れ) ・広域連携体制の構成機関は、事務局(港湾空港部)と事前に協議調整のうえリエゾンを受入れる。受入れに当たり、以下の環境を確保する。 【リエゾン受入れ環境の確保】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/>2名以上の作業及び待機スペースの確保 <input type="checkbox"/>電源の使用の許可 <input type="checkbox"/>情報収集のための会議傍聴の許可、会議資料の提供 </div>	【リエゾン受入れ機関】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第四管区海上保安本部 中部運輸局 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合 </div>	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	※リエゾンの本来業務である情報収集以外の連携や活用方法を検討する。

教育・訓練における手順書の意義

1. 教育・訓練の位置づけ

⇒ ISO22301や内閣府ガイドラインに基づく

2. BCMに関する教育の目的と意義

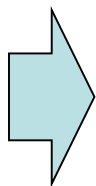
⇒ 担当者等の交代、組織改正等があっても、危機意識や危機対応に関する知識、基本的な技能を維持。

3. BCMに関する訓練の目的と意義

⇒担当者、関係者のBCM実行能力の維持・向上。

⇒組織のBCM実行能力の維持・向上。

⇒BCMの実行可能性の確認・評価。課題の抽出。



手順書に沿って訓練を行うことによって、
「どう行動するか」、「それは可能か」、「予め
どのような準備をしておかなければならないか」
をより具体的に確認。

ISO22301におけるBCPの構築・運用と教育・訓練

序文

- 0.1 一般
- 0.2 PDCA (Plan-Do-Check-Act) モデル
- 0.3 この規格における PDCA の構成要素

1 適用範囲

2 引用規格

3 用語及び定義

4 組織の状況

- 4.1 組織及びその状況の理解
- 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
- 4.3 BCMS の適用範囲の決定
- 4.4 BCMS

5 リーダーシップ

- 5.1 リーダーシップ及びコミットメント
- 5.2 経営者のコミットメント
- 5.3 方針
- 5.4 組織の役割, 責任及び権限

6 計画

- 6.1 リスク及び機会に対処する活動
- 6.2 事業継続目的及びそれを達成するための計画

7 支援 (事前の準備)

- 7.1 資源 → 必要なヒト、モノ確保の段取り
- 7.2 力量 → 組織と個人の対応能力の確保
- 7.3 認識 → 災害リスクの知識、危機感等
- 7.4 コミュニケーション → 内外との対話能力の確保
- 7.5 文書化した情報

教育・訓練によって向上、訓練によって確認

訓練によって
実効性を確認

8 運用

- 8.1 運用の計画及び管理
- 8.2 事業影響度分析及びリスクアセスメント
- 8.3 事業継続戦略
- 8.4 事業継続手順の確立及び実施
- 8.5 演習及び試験の実施

実働性の確認

9 パフォーマンス評価

- 9.1 監視, 測定, 分析及び評価
- 9.2 内部監査

教育・訓練計画の考え方

区分	メニュー	内 容	実施頻度	備 考
教育	座学、e-ラーニング、セミナー、ワークショップ	災害の基礎知識の習得、BCP(対応手順)の理解	毎年～2年に一度	レベル別に行う必要あり(現場、管理部門、トップマネジメント)
訓練	内容確認(ウォークスルー)	災害時対応手順(手順書)の内容の逐次確認	BCP(手順)作成の初期	
	反復演習	手順の一部の反復訓練(ex.安否確認訓練、情報伝達訓練等)	毎年～2年に一度	
	災害模擬演習(モックディザスター)	災害発生を模擬的に体験、手順書に基づき机上で対応	2～3年に一度	様々なリスクシナリオに対して実施が可能。
	状況想定訓練(シミュレーション)	災害時の様々な危機的状況への対応能力の養成		
総合演習	想定災害に対する実働訓練	3～5年に一度	費用、労力を要するため、最も効果的なリスクシナリオを選定する必要有り。	

より実効性の高い伊勢湾BCPの深化に向けて

1. 事業継続マネジメントのための手順書は、特に迅速で的確な対応が求められる緊急時の即応ツールとして不可欠。
2. 「いわゆる狭義のBCP」としての手順書は、ISO22301においても、事業継続マネジメントシステムの運用時に必要なツールとして推奨。
3. 伊勢湾BCPでは、手順書を整備することによって、地方整備局や海上保安本部、運輸局、港湾管理者等の協議会構成機関の的確な対処行動が促進されるものと期待。
4. 伊勢湾BCP手順書は、それぞれの協議会構成機関の各部署毎の行動手順書にさらにブレークダウンすると効果的。
5. 手順書の実施時に参照するための詳細マニュアル、文書様式、連絡用情報等の整備によってその効率性は一段と向上。
6. 手順書に基づく訓練の実施によって、要員及び組織の即応能力をよりの的確に強化。また、訓練結果のフィードバックによって手順書の精度はさらに向上。